

災害廃棄物等の処理によって放射性物質を拡散させないことを 求める意見書

3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震とそれに続く津波は、かつてない規模で東北3県の特に関東地方の太平洋岸の市町村に甚大な被害をもたらした。そして大量の木くずや瓦れきなどのいわゆる災害廃棄物を発生させ、しかもその多くが事故を起こした福島第一原発から放出された放射性物質によって深刻に汚染されている。

東北地方太平洋沖地震で発生した災害廃棄物にとどまらず、関東地方の広域に及ぶ上下水道汚泥等の副次産物や一般廃棄物に至るまで、高濃度の放射性物質による汚染が進行していることが明らかになっている。そして汚泥などは一時仮置きに限界も生じており、今後焼却されたり埋め立て処分されざるを得ないともいえる。あるいは一般焼却灰がセメントとしてリサイクルによって広く環境中に製品として出回るなど、クリアランスレベルを設定するにしても放射能汚染の拡散をもたらすことになる。

8月30日には「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が公布、施行された。また8月31日、環境省はこれまで一時保管を要請していた8,000ベクレル超～10万ベクレルの焼却灰について、正式に一般廃棄物最終処分場での埋め立て処理を認め、全国の自治体に通知した。

しかし、放射性物質を含む災害廃棄物等の処理処分の問題点はいまだ明らかではなく、将来に禍根を残さないための解決策も見出せていないのが実情である。

首都圏の中では比較的放射線量の低い三多摩地域には、福島県の高線量地域から子供を連れて避難してこられている方々もいる。子供の避難が可能な低線量地域をこれ以上放射能汚染の危険にさらすわけにはいかない。また、農業や地下水を守るためにも被災地の災害廃棄物の処理を引き受けることは、焼却によって再度放射能がまき散らされる不安があり、従来のダイオキシン対応型の焼却炉でも安全とは言いがたい。

よって狛江市議会は政府等に対し、災害廃棄物等の処理を全国に広げることによって放射性物質を拡散させないため、下記事項の取り組みを強く求めるものである。

記

- 1 災害廃棄物等の処理処分については放射能の測定をし，全国への放射性物質の拡散を防止すること。
 - 2 処理方法に関して科学的知見を集め，再度の検討を行うこと。
 - 3 仮置き場に置かれている瓦れきの放射能測定値を公表すること。
- 以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）9 月 27 日

東京都狛江市議会

平成 23 年 9 月 27 日 原案可決

提出先	内閣総理大臣	厚生労働大臣	経済産業大臣	国土交通大臣
	環境大臣	原発事故の収束及び再発防止担当大臣		
	衆議院議長	参議院議長		